

# 用語解説

用語	解説	条項
二元代表制	<p>市民から別々の選挙で直接に選ばれた市長と市議会の議員がそれぞれ独立し、ともに住民を代表して政治活動を行う仕組みのことです。両者は互いにチェックしあいながら、対等の関係の下で、それぞれの役割を發揮することによって、公正で円滑な自治を運営します。</p> <p>一方、国は選挙で選ばれた国会議員で組織する国会が、内閣総理大臣を指名し、その内閣が国会に対して責任を負うという議員内閣制をとっています。</p> <p>《参考》 日本国憲法 〔地方公共団体の機関〕 第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その<u>議事機関</u>として議会を設置する。</p> <p>② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。</p>	前文 第1条 第17条
合議制	<p>複数の議員の話合いによって意思や物事を決定する制度です。本会議や委員会は、議員の合議によって全会一致又は多数決により議決しているため、議会は合議制の機関です。合議制は、判断を慎重にし、公正な判断をなし、かつ、利害の公平な調和を図る場合に適すると言われていています。議会のほかに、教育委員会、農業委員会、公平委員会等が合議制です。</p> <p>これに対し市長は、一人の判断で意思を決定できる独任制の機関です。</p>	前文
議事機関	<p>行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関のことをいいます。</p> <p>日本国憲法第 93 条第 1 項、地方自治法第 89 条第 1 項において、議会は「議事機関」とされています。議会による「議決」は、「議事機関」としての本来的かつ中心的な権限です。</p> <p>《参考》 地方自治法 〔議会の設置〕 第 89 条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。</p> <p>③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。</p>	前文 第1条 第21条

# 用語解説

独任制	<p>機関の組織上、一人の者を以て構成され、一人で物事を決定するものを独任制といいます。市長は執行機関の長として事務を執行しているため、独任制の機関です。市長のほかに、監査委員も独任制で、各委員が独立して権限を行使します。</p>	前 文
執行機関	<p>地方公共団体の執行機関とは、地方公共団体の長、教育委員会などの委員会のように、それぞれ独自の執行権限を有し、その担任する事務について当該地方公共団体の意思を自ら決定することができる機関をいいます。市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会等を執行機関といいます。</p>	前 文 第 2 条
地方分権社会	<p>国がもっている地方に関する決定権や仕事をするために必要なお金を地方に移して、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすることです。地方分権によって、国から地方にある程度、権限が移行されます。その権限を持って地方自治体は以前よりも独立して自治を行うことができます。</p> <p>地方分権により、住民に身近な行政が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めることができるとともに、行政の透明化を図ることができるという訳です。</p>	前 文
負 託	<p>公共的な任務や責任などを、他の人や組織にゆだねることです。市民は議会に責任を持たせ、議員を信じて任せることです。</p>	前 文 第 1 条 第 7 条
地方自治の本旨	<p>地方自治の本旨は、国から独立した団体が、自らの権限と責任において地方の行政を行う「団体自治」と住民の意思と責任に基づいて地方行政の運営を行う「住民自治」があり、この2つの要素から成り立ちます。</p> <p>地方の実情は、地方によって様々であり、これを国が一元的に処理することは、非効率で不合理であるから、各地方に決定権を委ねるべきである、という地方分権の考え方の源です。日本国憲法第 92 条、地方自治法第 1 条などで定められています。</p>	第 1 条
市民福祉の向上	<p>地方自治における市民福祉とは、一般に用いられている狭義の福祉を指すものではなく、より広く住民全体の利益や地域における公共の利益をいいます。ここでいう福祉とは、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味するものであり、市民生活の様々な場面において、幸福感や満足感をより感じることができるようになっていくことをいいます。</p>	第 1 条
市 勢	<p>様々な分野から総合的にみた市の状態のことです。市勢の伸展とは、市の政治、行政のみにとどまらず、市民自身が生活・活動する市のすべての事象（人口・産業・経済・施設など各分野の情勢）の勢いや力が増すことを指すものです。</p>	第 1 条

# 用語解説

<p>監視及び評価</p>	<p>監視とは、市長等の事務執行が市民の意向を的確に把握しつつ、適正かつ公平に執行されているかどうかを注視し、市長等に対し必要な是正措置又は対応を促すことです。</p> <p>また、評価とは、市長等による事務の執行の結果がどのような効果、成果をあげたかを確認し、それを踏まえて必要な是正措置又は対応を促すことです。</p>	<p>第2条</p>
<p>政策立案</p>	<p>市政における政策課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例案、議案の修正案、決議等の素案を議会に提案することです。条例案などが可決されれば法的拘束力が生じるため、実効性が高い手法と言えます。</p> <p>市長から提出された議案を審議するだけでなく、市民の視点から、独自の政策提言や条例案などの提案を行います。また、独自の意思決定機関として、市長提出議案に対する厳しい審議により、議案を修正したり、質問を通じて新たな視点からの提案を行います。</p>	<p>第2条 第3条 第13条 第15条 第22条 第23条 第28条</p>
<p>常任委員会</p>	<p>市が執行する事務をいくつかの部門に分け、議会の付託（審査を託すこと）を受けた議案などを専門的・効率的に審査したり、調査・検討するために設置されている委員会です。議員は、少なくともひとつの常任委員となることとされており、任期は2年です。</p>	<p>第3条</p>
<p>議会運営委員会</p>	<p>議会運営を円滑に行うため、議会運営上必要な事項に関する意見を協議し、調整し、取り決める場として設置された委員会です。任期は2年です。</p>	<p>第3条</p>
<p>特別委員会</p>	<p>特定の事件や課題について審査・調査するために、必要と認めるときに議会の議決で設置される委員会です。委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任します。</p>	<p>第3条</p>
<p>請願</p>	<p>広く意見や要望を行政に反映させるため、議会に対し、一定の措置を取ることなどの希望を申し出る制度です。議会へは、議長に対し、議員の紹介をもって文書で提出することが地方自治法で定められています。</p>	<p>第3条 第9条</p>
<p>所管事務調査</p>	<p>常任委員会にあっては、その委員会が所管する当該地方公共団体の事務に関する事項について自主的に調査を行うことをいい、議会運営委員会にあっては、議会の運営に関する事項等について自主的に調査のことをいいます。</p> <p>常任委員会の役割については、地方自治法第109条第2項に「その部門に属する当該普通公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と規定されています。</p>	<p>第3条</p>

# 用語解説

<p>言論の府</p>	<p>議員の活動の基本は言論であり、物事は言葉で意見を交わすことによって結論を導き出すことから、言論を尊重し、その自由も保障されています。発言者は、自身の発言に責任を持ちつつ、節度ある行動により、議会の存在意義を高めていかなければなりません。</p>	<p>第4条</p>
<p>懲罰</p>	<p>議会の自律権により、紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のことです。懲罰の種類は戒告（公開の議場で戒める旨の申し渡しをすること）陳謝（公開の議場で自ら理由を述べて詫びること）出席停止（会議への出席を停止すること）除名（議員の身分を失わせること）の四つがあります。</p>	<p>第7条</p>
<p>政策提言</p>	<p>市政における課題の解決を図るため、予算など議会に発案権のないものや市政全般に対して必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で、市長等に対して提案、提言することです。</p>	<p>第9条</p>
<p>質疑</p>	<p>議題となっている議案、事柄について、賛成・反対や修正などを決めるために、その不明確な点について、市長等の説明や意見を聴くためのものです。質疑は、議題に関することに限られていて、すべて簡明にしなければなりません。質疑をするときは、自己の意見や賛否を述べることはできないとされています。</p>	<p>第11条</p>
<p>質問</p>	<p>市長等に対し、議員が市政全般について執行状況や将来にわたる方針等の報告や説明を求め、又は疑問を投げかけるなど、市の事務の全般について、その見解をたずことです。 一般質問は、定例会の会期中に行われ、議会に提出された議案とは関係なく行われます。</p>	<p>第11条</p>
<p>総括方式</p>	<p>議員は、複数の項目をまとめて一度に質問し、市長等はその複数の質問に対してまとめて答弁する方式です。</p>	<p>第11条</p>
<p>一問一答方式</p>	<p>本会議や委員会での質疑、質問等において、議員は、1項目ずつ質問をし、それに対して市長等はその都度答弁を行う、議員と市長等との対話に近い方式です。一問一答方式では、一つのテーマを掘り下げやすくなり、議論がかみ合い、傍聴者にも分かりやすくなるメリットがあります。</p>	<p>第11条</p>
<p>反問</p>	<p>議会の本会議や委員会において、議員や委員からの質問や質疑の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認するため、市長等が、議員や委員に質問することをいいます。市長等が問い返すことで、より論点・争点を明確にし、議論を深めることができます。</p>	<p>第11条</p>

# 用語解説

<p>議員間の自由討議</p>	<p>重要な政策課題や議案について、市民の多様な意見を反映させるため、合議制の機関である議会を構成する議員が、それぞれ意見をぶつけ合い、お互いの意見を尊重しながら議員間で活発な討議・議論を行うことです。議員同士の活発な議論を促し、議会を活性化し、市民の問題に対する関心を高める役割を果たしています。</p> <p>最終的には、課題や論点を明らかにし、市民と情報や課題を共有しながら、議会としての結論を導き出し、市の意思を決定することを目的としています。</p>	<p>第15条</p>
<p>公聴会制度</p>	<p>本会議又は委員会において、重要な案件について判断又は決定をするときに、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考とする制度をいいます。公聴会では、賛成・反対それぞれの立場の人から交互に意見を聴きます。公述人（公聴会で賛否の意見を述べる者）は、公募し、選定されます。</p>	<p>第16条 第25条</p>
<p>参考人制度</p>	<p>本会議又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに、利害関係者や学識経験者等に出席を求め、意見を聴く制度をいいます。</p> <p>参考人制度は、公聴会とほぼ同様であるが、開催について公示の必要がないこと、賛否のバランスを気にすることなく意見を聞きたい人を特定できること、議決案件以外についても開催できることなど、公聴会より簡便な手続きで開催できる。公聴会より簡便な手続きで住民の意見を聞くことができます。</p>	<p>第16条 第25条</p>
<p>情報通信技術</p>	<p>パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の様々なコンピュータを使った情報処理、通信技術等の総称であり、これを活用したコミュニケーション、情報共有などを含めてICT（Information and Communication Technology）とも呼ばれています。これからの行政は、タブレット端末の導入による情報共有、ペーパーレス会議、オンライン会議などの推進のほか、会議のインターネット配信、SNS（Social Networking Service）による情報発信なども積極的に実施していきます。</p> <p>※SNSとはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトのサービスのことです。</p>	<p>第20条</p>